

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成28年6月17日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（6月17日）〕

宿泊施設の誘致について	1
その他	6
1. 学童保育所の指定管理者の募集要項等（案）について	6

議員全員協議会

月 日 平成28年6月17日(金曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	河合弘樹
	5	番	坂上昌史	6	番	阪口均
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	佐古員規
	11	番	矢野正憲	12	番	鱧谷陽子
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	企画部理事	明松大介
	総務部長	南和仁	総務部理事	林利秀
	総務部理事	阪上敦司	健康福祉部長	小山高宏
	健康福祉部理事	田中耕二	事業部長	泉谷徹毅
	政策企画課長	橘和彦	財政課長	東野秀毅
	シティプロモーション推進課長	奥村光男	人事課長	道端秀明
	保育課長	阪上正順		
事務局	局長	阪上清隆	書記	阪上章

案 件

1) 宿泊施設の誘致について

2) その他

1. 学童保育所の指定管理者の募集要項等(案)について

議長(重光俊則君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(重光俊則君) 本日の案件は、宿泊施設の誘致についての件ほか1件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、宿泊施設の誘致についての件を説明願います。奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長(奥村光男君) それでは、宿泊施設の誘致についてご説明申し上げます。

近年、訪日外国人旅行者数や関西国際空港における国内外からの乗客数等が著しく増加している状況でございますが、本町におきましては、関西国際空港に近接しているという立地的な優位性があるにもかかわらず、経済効果やインバウンド需要など、その恩恵を受けている実感が乏しいものでございます。また、ひまわりドームで開催される大規模大会の参加者など、多数の町内の来訪者

が町外に宿泊されているというような状況でございます。そういった状況のもと、本町における経済の活性化やにぎわい創出等に向けた直接的な打開策といたしまして、宿泊施設の誘致について検討するものでございます。

宿泊施設誘致の目的といたしまして、大きく2点ございます。

1番目の主たる目的は、本町の経済の活性化であると想定してございます。

関空利用のインバウンドを含めた町外からの需要を取り込める産業といたしまして宿泊施設を誘致するものでございまして、雇用創出を図り、地域の稼ぐ力を高め、もって本町経済の活性化を図るものでございます。

経済波及効果といたしましては、関空を利用する観光客等の滞在や町内の雇用創出による経済効果、税収入等の増加を、また、その他の効果といたしまして、ひまわりドームで開催される大規模大会の参加者や町内4大学等関係者など来町者が町内に宿泊できる点、町内観光の拠点となる点、新たににぎわいの創出につながる点でございます。

もう一つの目的といたしまして、2点目が交流人口の増加でございます。

第3次総合計画では、観光客の誘致促進など多くの来訪者を迎えることによりまして交流人口の増加とにぎわいのあるまちづくりを目指しているところでございまして、昨年10月に策定した熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、活力あふれるまちづくりにおきまして交流人口の増加を目的といたしております。本町のまちづくりの基本計画におきましても交流人口の増加を位置づけておるところでございまして、こういったことから、宿泊施設を誘致することにより、国内外を問わず幅広く本町への交流人口の増加につなげるものでございます。

次に、2、現在の取り組みといたしまして、本年5月13日付で立ち上げました熊取創生プロジェクトチーム宿泊施設誘致推進チーム、こちらは、シティプロモーション推進課を中心といたしまして関係課長が参画し、宿泊施設の誘致に向けた課題整理等を含めた企画立案を検討しているところでございます。

次に、3、今度の展開につきましては、本年9月の定例会におきまして宿泊施設誘致に関する条例についてご審議いただきまして、本町の宿泊施設誘致に関する方針を定め、町内外に対して宿泊施設の誘致に向け広く発信、告知してまいりたいと考えてございます。

最後に、現時点の条例案に向けての検討内容といたしましては、先行団体の条例を参考にしながら次の4点を今後の検討内容として想定してございます。

まず、1点目が、固定資産税の補助金など誘致インセンティブのメニューを、財政的な観点も踏まえどのような優遇内容にするのかということでございます。

次に、2点目といたしまして、宿泊施設不足と言われている現状で、より早く事業者の決断を促すため、優遇期間を限定したいと考えてございます。その際の期間を何年に設定するかという条例の適用期間の設定を想定してございます。

続いて、3点目といたしまして、適用させる立地場所でございます。市街化調整区域や住居専用地域を除いた用途地域において、宿泊施設の建築可能な町内の全域を対象とすることを現時点で考えてございます。

4点目が、その他の条件でございます。宿泊施設の誘致の目的にあります雇用創出を図るため、地元雇用枠を条件に付すということも想定してございます。その際の割合や人数につきまして、他市の条件等を参考にするなど検討してまいりたいと考えてございます。また、他市におきましてはコンベンションホールや会議室などの設備を備えることを条件としているところもございまして、そういった附帯施設の設置条件なども検討してまいりたいと考えてございます。

説明は以上、簡単ではございますが、本日は、まずは町として宿泊施設を誘致してまいりたいという方針を議員の皆様にお伝えさせていただくとともに、本日、議員の皆様からさまざまなご意見をいただきながら9月の条例案の参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。佐古議員。

10番（佐古員規君）宿泊施設は念願でもありましたんで、これはもう大いに歓迎したいところです。

あと、これを実にしていくための方策なんですけれども、広く意見を聞くという場をできたら何か準備委員会等で立ち上げてはいかがかなというふうに思うんですけれども、その辺のご予定等はあるんでしょうか。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）現時点におきましては、プロジェクトチームのほうで検討をしていきながら、今度、9月の定例会において条例案をお示しさせていただければというふうに考えてございますので、現時点でそういった準備委員会等々を設置するという予定は考えてございません。

以上でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）そしたら、我々が意見を言える場というのはこういう場しかないということですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）このプロジェクトチームなんですけれども、シティプロモーション推進課が中心となりまして、関係課長に入っていて今協議を進めているところですが、枠としまして外部有識者という枠もございます。また、さまざまな方々に必要に応じてチームに入っていただくということも想定しておりますので、一定、その委員に議員の皆様に入っていただくかどうかというのは今後ちょっと検討してまいりたいと思うんですが、住民の皆様のご意見であったりとか、また議員の皆様のご意見というのは一定何らかの形で、この推進の中、9月議会に向けてちょっと検討していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）これ、細かくいっぱいあるんですけれども、お聞きしたいこととかこの考えはどうやとかいうこともあるんですけれども、その最たるもので一つは、これは前回もホテルというお話がありました。そのホテルは、宿泊施設を産業とみなしているんでしょうか。それを産業というのはちょっとどうかなというのが一つ。

もう近隣市町で既にホテル誘致が決まってきてございます。今、海外のインバウンド、これなんだん今後ふえるというふうに考えているのか、どういうふうにとめているのかとか、そういったものも一つあります。

だから、ホテルといっても、みんながやっているからこれを我々も追随してやるというようなそんな考え方では、多分、立地条件にしても空港に近いところが一番いいのはわかっているんで、それをあえて熊取町がどれだけ利便性であったりとかメリットがあるんかというのを考えたら、熊取町独自の何かそういったものをつくらないと、他市と同じことをしていてもまず無理かなというふうに考えています。

ですから、そういったもので、今もうインバウンド、新聞ではこの5月も中国人が50万人でしたか、台湾人が37万人、韓国人が30万人というふうに出ていました。それぐらい今度は国際的なもので、雇用的な問題等も、そしたらそういうふうな中国人としゃべられる人を雇えるやろうとか、その辺はいろいろ僕も考えられる部分かなと思うんですけれども、要は何が言いたいかというと、他市のまねをするのではなくて、独自の何かそういった取り組みをしっかりと検討していただきたい。そういう場を何かで有識者等を交えてやっていかないと、熊取町の中だけの考えでやっていたら多分これ乗りおくれるであろうと思ひますし、本町の経済の活性化というよりも地域全体で考えていかないと、やっぱり乗りおくれるのではないかなというふうに思ひしております。その辺の考えをしっかりと持っただけいたらなというふうに思ひます。その辺についてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）まず、産業、経済の活性化という部分でございますけれども、我々のほうは具体的に波及効果というようなものを試算している状況ではございませんが、先進で実施しております和泉市とかそういったところでホテル誘致に関する経済波及効果というような指標というものが公表されてございまして、やはり一定、ホテルができることによりまして、当然宿泊施設の方の消費というのもそうですし、従業員の方もそうですし、それに付随する経済の活性という部分もやはりそういった指標でございまして、まず地方創生という部分もございまして、稼ぐ力を高めるというところで本町経済の活性化というのをまず目的にしているところでございます。

あと、他市の状況でございますけれども、まず泉佐野市のほうでは、この条例は昨年12月ですか、ありまして、施行がこの4月1日付で誘致に関する条例というものをしておるところでございます。こちらの分の内容につきましては、最大で建設に係る奨励金というものが1億円ぐらいの内容となっているところでございます。

また、近隣でいきますと岸和田市です。岸和田市が今現在、条例案をご審議いただいているようなところでございまして、7月1日施行で今、誘致条例を立てるということで聞いてございます。また和泉市につきましても、昨年の9月議会で誘致条例が可決されまして、こちらにつきましても建設に係る奨励金でありますとか、あるいは固定資産税相当分の補助金とか、あるいは下水の使用料に係る分の実費相当分の補助金であるとか、そういったメニューを用意しているといったところでございます。

他市がそういったところで現実にやっておるところで、まずやはりスピード感を持ってということ、今度9月にそういった優遇に関する条例案というものを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、インバウンドの状況というところでございますけれども、議員おっしゃいますように、確かにここ近年はかなりふえてございまして、去年度の数値におきましてたしか1,900万人以上というぐらいの過去最高の数値を記録しております。一部におきましてはちょっと陰が見えているというような情報を我々もつかんでおるところでございます。当然、外国人の方のそういった状況というのも踏まえてございまして、まずはやはり町内に宿泊できる施設が今現状ないというような状況でございまして、まずはこの部分も何とかしたいという思いで今回、こういった方針を立てておるところでございます。

あと、町独自のということはおっしゃるとおりでございますけれども、まずは民設民営といいますか、民間の力をかりまして民間のほうで町内にホテルを建設していただけるような、その要は呼び込みになるような誘致のインセンティブのメニューといったものを、そういう誘致に向けてまずは第一歩としてそういう条例をこの9月の定例会にお示しさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ちょっと補足させていただきます。

佐古議員からも本当に真髓といいますか、この地域全体で、泉州地域全体でというお話をいただきまして、これは本当に9市4町の泉州観光プロモーション推進協議会、これでも2020年のオリンピック・パラリンピックであったりとかワールドマスターズ、ワールドマスターズのほうは特に堺市長が我々のほう、競技種目を2、3予定しているということで、非常に多くの方が来られているということで、各泉州9市4町でぜひそういった宿泊施設をどんどん建設して、泉州全体で何とかインバウンド需要を大阪市内に取り込まれるのではなくて9市4町に泊まっていだけけるというような、そういった取り組みを進めていこうじゃないかということもおっしゃられています。

その中で、今先ほどの議員からのいわゆるホテルに対する独自性というお話がございましたが、この条件の4つ目のその他の条件というところあたりで、恐らく独自性という条件を付すことがで

きるのかなというふうに想定しておりますけれども、うちの独自性といいますとやはり大学かなと。体育大学、京都大学原子炉実験所、また医療大学、観光大学とさまざまな、本当に特化した大学が4つもございます。そういったところ辺をうまいこと独自性の中に落とし込んだりとかということが一定考えられるのかなというふうに思うんですけれども、ただ、課長が申し上げましたとおり、一定、民業で行っていただくというのを考えてございますので、まずは民のほうで、熊取町が商いとして成り立つんだということ、これは恐らく市場調査、向こうも当然もうけが出るという前提で、徹底した市場調査、インバウンドがその後、中国バブルははじけないのかどうか、そのあたりはもう入念に調査されると思います。その上で十分民業としてやっていけるだろうという見込みがあれば、熊取町の独自性、有意性というところも見越して来ていただけるのかなというふうに考えてございます。

きょうは貴重なご意見をいただきましたということで、今後のプロジェクトチームの課題として検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ期待しているところです。

私が考えているというか思っているのは、いつまでもインバウンドが続くとは思えませんし、大体、九州地方がインバウンドが多かったんですね、隣接という意味で。ただ、熊本地震でそれでこっちに流れてきている気配もあるということなんで、今後、LCCがどれだけ拡大していくかにもよりますけれども、そういった事情はまだまだ続くであろうけれども、それ以外のことをもっと考えていかなあかかなと。例えば免税店をホテルの中に設けるであったりとか、そんな何かよそでやってへんようなことをぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）これまで、佐古議員の一般質問の中で、熊取町のひまわりドームでスポーツの大会が開かれると、その大会参加者の宿泊施設が必要なんだというふうなことが議論されてきました。そういうお話を聞いて、私は佐古議員の質問でおっしゃっていることも全くもつとだなというふうな思いで聞いておりました。佐古議員は、行政のほうがかかりお金も出して、行政がかかわった宿泊施設というふうなものも希望されておったのかもしれませんが、民間を誘致する場合にも、そこにそういうスポーツ関連の宿泊施設の要素も兼ねた、そういう宿泊施設として行政が提案していくということも可能ではないかなと思うんです、いろいろお話を聞いていて。

例えば、今話を聞きながらふと思いついたイメージなんですけれども、宿泊施設の中にトレーニング施設もあり、あるいは場合によっては、これも全くの希望ですけれども、温泉もあって温泉にもつかれるというような、そこでスポーツ関係者がゆっくりと滞在もできるような、そういう宿泊施設であれば熊取町独自の魅力が大いに発揮できるのではないかなと、そんな気がふとしました。

そういうふうにとちょっと今、ふと話を聞きながら思いついたんで、そのことだけ言っておきます。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ありがとうございます。

こちらは、4番の④その他のところで併設附帯施設というところで、実はもう今おっしゃられた2つというのはまさにターゲットに想定しております、トレーニング施設というのは、ちょっといろいろ専門家の意見なんかを聞きますと、例えば駅周辺なんかですと、通勤で帰られた方が例えば24時間であったりとかしましたらすぐご利用されるというようなお話であったりとか、当然、温浴があればそれの一連でも使えるとか、あるいはお買い物ができるような、今先ほど免税店というようなお話もございましたが、そういったものがあれば産業の活性化、また宿泊施設の利用者だけではなくて町内の住民も利用いただけるといったような、そういったところがございますので、4番の④の併設附帯施設を条件に入れるかどうかということら辺の中で、当然、民間のご意見、予算等々もあろうかと思っておりますので、そのあたりちょっと慎重に考えながら検討してまいりたいという

ふうに思います。よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）私も、宿泊場所をとってほしいという問い合わせがあって、泉佐野市をかなり紹介しています。熊取の駅前にあったところも何度も利用させてもらって、私もお迎えに行ったりとかで中に入らせてもらったんやけれども、中で鼻歌を歌っているのまで廊下まで聞こえているような感じがちょっとあったんで、これはちょっとプライバシーが心配だなとか思ったりとかいろいろ感じたところなんですけれど、とにかくそういった施設は欲しいなというのは確かなんです。

ですけど、頭の中で浮かべたときに、大体駅に近いところか大きな道路に隣接しているとか交通の便がよくて、しかもそういうところに私がよく行く安いところ、安いホテルというのは20階建てとか10何階建てとか高いビルなんです。そういうのが熊取町に来るとというのがちょっとイメージできかねるんです。そういう場所、安い宿泊施設というたら土地が小さい分、上に積んでいきますよね。そういうものが来るんだろうなと思うと、ちょっとどうなるのかなとか思っている感じです。できたら、そんなに高い施設はどうなんやろうかと。でも、建てたとするなら、利益を求めるところであれば上に積んでくるんだろうなというふうに想像しているところです。その辺も検討の中に今考えておられると思うんですけれども。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）貴重な意見をありがとうございます。

当然、我々も高い施設というのも想定してございますけれども、もともと都市計画上、やはり容積率の制限とかそういったものがございます。例えば駅前であれば、面積に対して延べ床面積が300%までとか、そういったところで当然、用途地域上の規制というのもございますので、そういったルールの中でホテルの誘致というところで事業者の方が手を上げていただけるのかなというふうに考えておるところでございまして、そういった意味も含めまして広く検討していただけるというところで、町内全域を対象とした条例というものを今現在検討しているというところでございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、宿泊施設の誘致についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。

阪上保育課長から学童保育所の指定管理者の募集要項等について報告があります。

保育課長（阪上正順君）それでは、その他ということで、学童保育所の指定管理者募集要項等の案につきましてご説明させていただきます。

それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、概要に関する説明となつてございます。詳細の説明及び議員各位のご意見を頂戴する場につきましては別途設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。また、本資料につきましては、概要ではございますけれども募集に関する内容を記載しているため、何とぞ取り扱い注意ということでご注意くださいようよろしくお願ひいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。

今現在の状況でございますけれども、指定管理者の選定委員会を先日開催させていただいたところでございます。募集要項選定基準、選定方法等の内容についてご審議をいただいたところでございます。本日は、その際にお示しさせていただきました募集要項の概要を委員の皆様にお示しさせていただきます。

本要項につきましては、選定委員会の皆様にもご意見をいただきまして、集約作業を今現在行っているところでございますけれども、議員の皆様のご意見、学童保育所の保護者からのご意見とか

ご要望ととも十分に参考にさせていただきながら、内容を固めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、資料の1番目のところなんですけれども、まず募集の内容でございます。指定管理を行う施設につきましては、現在各小学校に設置している5つの学童保育所の計10クラブの全てでございます。これらの施設を一括管理させるものでございます。

募集に当たっての参考数値としまして、入所想定児童数の見込みを示すこととしてございます。これは、直近3カ年の4月当初の児童数平均を利用してございます。これは、職員配置等を考慮した場合に、入所児童数が最も多い4月当初の状況に近づけることが適当と判断したためでございます。ただし、実際の入所数や特に想定児童数を上回るような場合は、町と指定管理者が協議を行った上で決定することといたします。さらに、指定期間中に事業実施場所等を変更しなければならないような場合は、別途、指定管理者と協議を行うものいたします。

次に、管理運営方針に関しましては、1点目は国の放課後児童クラブ運営指針に規定する事項を踏まえまして、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童の健全な育成が図られるように、安全・安心に過ごせるための適切な遊び場、生活の場を提供し、保護者にとって仕事と子育ての両立ができるように支援することとございます。

2点目としましては、良質な保育の提供と機能の向上に努めることとございます。これは、管理経費等の縮減も図りながら、より児童や保護者に対する公平かつ柔軟な保育サービスの提供を行うとともに、施設の効果的、効率的運営管理を目指すものとございます。

3つ目としましては、地域や学校、保護者、行政等との連携や協力体制を構築し、良好な関係を保ち、協働意識をもって管理運営に当たること、以上の3つの方針を柱として掲げてございます。

対象児童につきましては、現在と同じように小学校の6年生まででございます。

開所時間につきましては、平日につきましては授業終了時から延長を含めまして午後7時まで、土曜日、長期休業、振りかえ、臨時休業時等につきましては午前8時半から午後7時までと規定してございます。

休所日につきましては、日曜日、祝祭日、年末年始でございます。

次のページをお願いします。

業務の範囲についてでございますけれども、放課後児童の健全育成、保育に関する業務、学童保育所の入所の申請及び許可に関する業務、学童保育所の利用料金に関する業務、学童保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務、その他、町長が必要と認める業務ということでございます。

次に、管理運営業務に当たりまして必要な職員配置というものを今持っております。以下の配置基準に基づきまして、この基準を下回ることはないよう配置することを条件に付そうと考えてございます。

まず、そちらの6番目のところにもございますけれども、全ての学童保育所の管理運営を統括する責任者1名を置くものと考えてございます。これは、正規職員として配置するものとしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定めてございます資格を有する者、保育士、社会福祉士、教諭等であることを条件といたします。

担任業務としましては、全クラブの統括的な責任者としまして、運営を取りまとめ、運営状況を常に把握することはもちろんとしまして、保護者からの相談・苦情への対応、小学校等との連絡調整、支援員との研修の企画・実施など、その全ての責任者として、行うべき職責を担っていただくと考えてございます。

次に、主任支援員1名でございます。こちら正規職員としまして、かつ、先ほど申し上げました条例に定める資格を有する者を条件といたします。業務内容につきましては、各クラブの番頭的な役回りを担いながら、統括責任者を補佐し、各クラブの運営管理を行っていただきます。さらに、この2名につきましては、庁内に事務所を設けた上で、そこに常駐して業務を担っていただくことを考えてございます。

続いて、各クラブにおきましてですけれども、各クラブごとに配置する職員につきましては、正職員かつ有資格者、条例で規定しています有資格者でございます専任支援員1名のほか、補助員を1名以上、補助員につきましては必ず1名は有資格者というものを配置していただくことを考えてございます。その考え方のもとに立ちながら、児童数が45名以上のクラブの場合は専任支援員1名と補助員1名、児童数が45名を超える場合は専任支援員1名と補助員2名を配置することを基準としまして、この基準を下回らないように職員を配置していただくことを考えてございます。

専任支援員につきましては、クラブの担任のような役割を担っていただきまして、クラブ運営の責任者として直接的に現場の保育を担当していただきます。補助員は、専任支援員を補佐しながら、あわせて保育業務を行っていただきます。このほか、クラブに障がいを持たれた方がいらっしゃる場合は、介助員としましてさらに1名を追加配置することを規定しております。

次に、利用料金に関しましてですけれども、学童保育所条例に定める額の範囲内で、町長の承認を受けまして指定管理者が定めることとなります。そのため、この提案を受けることとなります。こちらにつきましては、基本利用料金は条例で定めてございますけれども、月額8,000円、これが上限額ということになります。さらに延長利用料金、臨時延長利用料金等につきましては、条例で定めている金額の範囲内で事業者から提案を受けるということでございます。

指定期間につきましては、29年4月から34年3月末までの5年間と規定してございます。

続きまして、経費に関する事項でございます。

指定管理者につきましては、学童保育所の管理業務に係る費用につきまして、町が支払います指定管理料、保護者からの利用料金等で賄います利用料金制をとるものといたします。指定管理料につきましては、当該業務の運営に必要な経費から利用料金と収入見込みを控除した額、つまり不足する金額につきまして、指定管理料で見るということとなります。指定管理者につきましては、学童保育所条例及び規則におきまして利用料金の減免規定がございます。これは、その減免相当額につきましては指定管理者の収入が減るということとなりますので、その分につきましては指定管理料として上乗せした上で算定根拠に含ませていただくというふうと考えてございます。

その考えのもとに立ちまして、5年間の指定管理料の上限額につきましては、人件費、事業運営に関する経費、施設設備の維持管理経費など必要経費を試算いたしました結果、5年間で総合計4億5,000万円というふうに設定したいと考えてございます。各年度の指定管理料の金額及び支払い方法につきましては、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づきまして町と指定管理者で協議を行いまして、双方で締結する協定書において定めるものといたします。

続きまして、大きな2番目の指定管理者の候補者の選定に当たりましてでございます。

まず、指定管理者選定委員会の委員6名によりまして選定作業を行います。委員の区分につきましては、以下に示す6名ということになってございます。

選考方法につきましては、1次的な審査といたしまして応募団体から提出されました書類の確認とチェックを行います。その後、2次的な審査といたしましてプレゼンテーション等を実施した後、選定基準に基づく採点を行いまして指定管理者の候補者を選定いたします。なお、選定委員会につきましては、応募団体の財務状況等に係る機密内容が審査されること、公平性を保つ目的を含めまして、非公開とさせていただきたいと思っております。

さらに、続きまして選定基準及び配点につきまして、表のとおり選定基準を分類させていただいております。各基準につきましては、この表よりもより詳細な採点項目を設定してございまして、各項目5点を基本配点として考えてございます。その上で、網かけ部分、適正な人員配置とか保育への質の向上への取り組み、運営実績、保育内容など、こういった項目につきましては、基本配点の5点に加重配点を行う予定でございます。これらの点数の合計200点満点を選定委員1人当たりの持ち点として考えてございます。

4ページのほうに移ってください。

採点方法についてでございます。採点項目ごとに評価を行っていただきまして採点を行いますが、

3段階評価を基本といたします。AからCの3段階評価、内容に不備がある場合等におきましてはD評価ということで考えてございます。例えば、配点が5点の評価項目につきましては、Aの配点を行えば5点、Bの配点を行いましたら0.75ということで3.75点といった形で得点ということになります。以上のような結果を集計いたしまして、満点、全てA評価であれば200点掛ける6人の1,200点満点という結果になります。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、7月に入りましたら募集要項を配布、8月から応募書類の受け付け、9月から10月にかけて選定委員会による候補者の選定作業を行います。さらに、11月には議会への報告を行った後に、12月に指定管理者の指定議案の上程、それを踏まえまして、ご可決いただけましたら1月に指定管理者との協定書を締結してまいりたいと考えてございます。その上で、4月からの指定管理者導入の準備を整えまして、3月議会に29年度予算案の上程を考えてございます。

以上で、学童保育所の指定管理者募集要項等の案につきましての概要の説明とさせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）最初に説明もありました本件について、総括的な質疑があれば承ります。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

ほかに報告事項はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時12分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 重光俊則